

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例

平成 24 年 7 月 17 日
条例第 39 号
改正 平成 24 年 10 月 23 日条例第 50 号
改正 平成 24 年 12 月 28 日条例第 59 号
改正 平成 25 年 3 月 26 日条例第 50 号
改正 平成 25 年 7 月 9 日条例第 93 号
改正 平成 25 年 10 月 22 日条例第 102 号
改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 121 号
改正 平成 26 年 3 月 25 日条例第 9 号
改正 平成 26 年 7 月 15 日条例第 46 号
改正 平成 26 年 10 月 21 日条例第 57 号
改正 平成 26 年 12 月 26 日条例第 71 号
改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 25 号
改正 平成 27 年 7 月 21 日条例第 62 号
改正 平成 27 年 10 月 20 日条例第 73 号
改正 平成 27 年 12 月 28 日条例第 97 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号
改正 平成 28 年 7 月 1 日条例第 57 号
改正 平成 28 年 10 月 21 日条例第 71 号
改正 平成 28 年 12 月 27 日条例第 82 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日条例第 13 号
改正 平成 29 年 7 月 14 日条例第 38 号
改正 平成 29 年 10 月 20 日条例第 58 号
改正 平成 29 年 12 月 28 日条例第 78 号
改正 平成 30 年 3 月 27 日条例第 16 号
改正 平成 30 年 7 月 20 日条例第 71 号
改正 平成 30 年 10 月 23 日条例第 74 号
改正 平成 30 年 12 月 28 日条例第 96 号
改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 9 号
改正 令和元年 7 月 16 日条例第 9 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る神奈川県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 10 条第 2 項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 24 年 10 月 23 日条例第 50 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 59 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 50 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 25 年 7 月 9 日条例第 93 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 25 年 10 月 22 日条例第 102 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 121 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 26 年 3 月 25 日条例第 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 26 年 7 月 15 日条例第 46 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 26 年 10 月 21 日条例第 57 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日条例第 71 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日条例第 62 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 27 年 5 月 10 日以前に改正前の別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 10 条第 2 項の期間については、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項中「平成 30 年 7 月 31 日」とあるのは、「平成 27 年 5 月 10 日」とする。

附 則（平成 27 年 10 月 20 日条例第 73 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 97 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日条例第 71 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 82 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 14 日条例第 38 号）

1 この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項又は特定非営利活動法人 ARCSHIP の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年 10 月 20 日条例第 58 号）

1 この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人昴の会の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人あつとほ一むの項及び特定非営利活動法人ふじさわシニアネットの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年 12 月 28 日条例第 78 号）

1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン・たかつの項又は特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン・旭の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日条例第 16 号）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項及び特定非営利活動法人和有会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン藤沢の項、特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項又は特定非営利活動法人 ヴィエムシイの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した

場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年7月20日条例第71号）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人アクト川崎の項、特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項及び特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年10月23日条例第74号）

- 1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ボートクラブの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項及び特定非営利活動法人昂の会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年12月28日条例第96号）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（NPO法人ミニシティ・プラスの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの項、特定非営利活動法人ウィニージャパンとつかの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項、NPO法人ロボティック普及促進センターの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月22日条例第9号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和元年7月16日条例第9号）

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項又は特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
特定非営利活動法人だんだんの樹	横浜市泉区領家二丁目6番地の1	平成26年1月1日から令和元年10月31日まで
特定非営利活動法人きづき	座間市緑ヶ丘五丁目6番28号	平成26年1月1日から令和元年12月31日まで
特定非営利活動法人地域福祉を考える会	伊勢原市田中256番地の1-301	平成26年1月1日から令和元年12月31日まで
特定非営利活動法人たすけあいあさひ	横浜市旭区四季美台28-1	平成27年1月1日から令和2年3月31日まで
特定非営利活動法人SHIP	横浜市神奈川区台町7番地2ハイッ横浜713号室	平成27年1月1日から令和2年7月31日まで
NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター	鎌倉市腰越四丁目9番8号	平成27年1月1日から令和2年10月31日まで
特定非営利活動法人ゆい	茅ヶ崎市浜須賀4番4号	平成27年1月1日から令和2年12月31日まで

NPO法人かながわ 311 ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町 194 番地 9 横浜妙蓮寺シティハウス 107 号	平成 27 年 1 月 1 日から令 和 2 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる	大和市つきみ野四丁目 5 番地つき み野ビレジ B 2-205	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人葉山まちづくり協会	三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷 1,874 番	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人はあとハウス	横浜市戸塚区戸塚町 4, 253-1 サ クラス戸塚 1 階	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ	横浜市金沢区柳町 3 番地 16	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目 1 番 15 号	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区太田町四丁目 49 番地 N G S 横濱馬車道ビル 802 号	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人 S T スポット横浜	横浜市西区北幸一丁目 11 番 15 号 横浜 S T ビル地下 1 階	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 W E 21 ジャパンいそご	横浜市磯子区森二丁目 1 番 10 号	平成 28 年 1 月 1 日から令 和 3 年 12 月 31 日まで
NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目 2 番 1 号地球市民かながわプラザ N P O などのための事務室内	平成 29 年 1 月 1 日から令 和 4 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目 30 番 31 号	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区日ノ出町二丁目 158 番 地	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目 2 番 1 号地球市民かながわプラザ N P O などのための事務室内	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢 577 番地寿ビル 301 号 室	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人コロンブスアカデミー	横浜市磯子区東町 9 番 9 号	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区新横浜一丁目 16 番 地 2	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区美しが丘 4-24-11	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人 A R C S H I P	横浜市中区常盤町一丁目 1 番地宮 下ビル 4 F	平成 29 年 8 月 1 日から 令和 4 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目 1 番 15 号	平成 29 年 1 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人あっとほーむ	横浜市都筑区牛久保西三丁目 2 番 7 号	平成 29 年 11 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット	藤沢市藤沢 496 番地藤沢森井ビル	平成 29 年 11 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園 2, 336 番地 2	平成 29 年 1 月 1 日から平 令和 4 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘 101-21	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 4 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目 15 番 8 号	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 4 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目 16 番 4 号	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 4 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン海老名	海老名市中央一丁目 14 番 46 号チ ェリーコート海老名 103	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 4 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人まちづく りスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平 11 番 1 号	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人和有会	横浜市緑区寺山町 107 番地 7 ハル オ中山ビル 102	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ワーカー ズ・コレクティブ樹	横浜市金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン・ほどがや	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 2 パイロットハウス 103	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 30 番 14 号	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン相模原	相模原市南区若松四丁目 13 番 3 号	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン藤沢	藤沢市藤沢 1, 102 番地	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人エンパワ メントかながわ	横浜市神奈川区台町 11-26 ライ オンズマンション台町 103	平成 30 年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人小田原市 障害者福祉協議会	小田原市東町一丁目 7 番 7 号	平成 30 年 8 月 1 日から令 和 5 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンかながわ	横浜市神奈川区西神奈川三丁目 16 番 1 号	平成 30 年 8 月 1 日から令 和 5 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンひらつか	平塚市代官町 11 番 30 号	平成 30 年 8 月 1 日から令 和 5 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人NPOサ ポートちがさき	茅ヶ崎市市蔵一丁目 5 番 24 号サ ニータウン茅ヶ崎	平成 30 年 8 月 1 日から令 和 5 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人アクト川 崎	川崎市中原区井田杉山町 24 番 8 号	平成 30 年 8 月 1 日から令 和 5 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人ワーカー ズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町 244 番地	平成 30 年 11 月 1 日から 令和 5 年 10 月 31 日まで
NPO法人ミニシティ・プラ ス	横浜市都筑区南山田二丁目 1 番 2 -306 号	平成 30 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人湯河原町 地域作業所たんぼぼ	足柄下郡湯河原町中央二丁目 21 番 地 5	平成 31 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目 12 番 7 号	平成 31 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人ウイニ ーとつ	横浜市戸塚区矢部町 291 番地	平成 31 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目 15 番 12 号 長谷川ビル 102 号	平成 31 年 1 月 1 日から令 和 5 年 12 月 31 日まで

NPO法人ぶかぶか	横浜市緑区霧が丘四丁目 17 番 3 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番 9 号 第 2 大幸ビル 301	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会	厚木市中町二丁目 13 番 14 号サンシャインビル 604 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE21 ジャパン・伊勢原	伊勢原市石田 670 番地の 7	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所	藤沢市鵜沼海岸七丁目 20 番 21 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人大和市サッカー協会	大和市西鶴間六丁目 16 番 6 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目 16 番 20 号	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区上大岡西一丁目 12 番 3-204 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	伊勢原市桜台一丁目 5 番 31 号	令和元年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川	横浜市金沢区六浦南四丁目 20 番 1-907 号	令和元年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで